			炭素建築物新築計画に係る技術的審査	1 3/11/96 12 ///11/17/17/17	ズ (1)411十十五/11			
旧					新			
令和 5 年 10 月 1 日改定			令和7年4月1日					
■一戸建て住宅 (単位:円)()内は税込み金額		表1 一戸建ての	D住宅(単位:F	円)【】内は税込み	金額			
単独審査 200 m ² 以内		4	40,000 (44,000)	延床面積		の評価方法による	<u>手数料</u>	
<u>200 ㎡超</u>		<u>!</u>	50, 000 (55, 000)	(m²)	区分		1 3011	
<u>併願審査※</u> <u>10,000(11,000)</u>		□	いずれも標準	<u> </u>	47,000 [51,70	00]		
					その他の方法		39,000 [42,90	00]
共同住宅等		1			いずれも標準	<u> </u>	55,000 [60,50	00]_
単独審査			斗金×総住戸数)+共用部料金	<u> </u>	<u>その他の方法</u>		45,000 [49,500]	
建築物全体	で審査※2	基本料金	90, 000 (99, 000)					
		戸当たり料金						
光展点去 **	· 1	共用部料金	90,000 (99,000)	-				
併願審査 ※	_	上記単独審査の1/2とし	<u>ンます。</u> ご、同時申請の場合に限ります。	_				
			<u>で、回時申請の場合に限ります。</u> 長の申請で初めて行う場合は基本料:	_				
			800年間で初めて行り場合は基本体。 000円(税込 99, 000円)とします。	<u>E</u>				
<u>XU7 = 914 s</u>	正(CV)0万1/2 仓址	型川 し、 六川中四 並な 50,0	100 1 (1)LL 33, 000 1) C C A 9 0					
新設 <u>)</u>				表2 共同住宅等	 楽又は複合建築物		·····································	 t税込み金額
7// 1825/					用部を含んだ額			
								
				230, 000 [28]	53, 000	3,000 [3,30	00]	
1) 非住宅		(単位	立:円) <u>()内</u> は税込み金額	表3 非住宅又に	は複合建築物の非	<u>非住宅部分</u> (単位:	円) 【 】 内は和	
		標準入力法		延べ面積	₹ (m²)	標準入力法	<u> </u>	モデル建物法
がべ面和 かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゃ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ	責 (m²)	(主要室入力法)	<u>モデル建物法</u>	是"国旗	₹ (III <i>)</i>	(主要室入力	生)	モノル建物伝
<u>建 间</u> ()	R (III)		<u>c///æma</u>	<u>0~100</u>		105, 000 【115,	500]	$n \times 45,000 $ [49,500]
				100超~300		140,000 [154,	000]	n×60,000 [66,000]
<u>0~500</u>		180, 000 (198, 000)	<u>n ×70, 000 (77, 000)</u>	300超~500		185, 000 【203,	500]	n×75,000 [82,500]
500超~1,00	0	200, 000 (220, 000)	<u>n ×100, 000 (110, 000)</u>	500超~1,000)	205, 000 【225,		n ×105, 000 【115, 500】
1,000超~2,	000	250, 000 (275, 000)	<u>n ×160, 000 (176, 000)</u>	1,000超~2,0	+			$1 \times 165,000$ [181,500]
2,000超~3,	000	280, 000 (308, 000)	n ×195, 000 (214, 500)			255, 000 【280,		
3,000超~5,	000	350, 000 (385, 000)	n ×220, 000 (242, 000)	2,000超~3,0		285, 000 【313,		n × 200, 000 [220, 000]
5,000超~8,	000	410, 000 (451, 000)	n ×260, 000 (286, 000)	3,000超~5,0		<u>355, 000 【390,</u>		n × 225, 000 【247, 500】
8,000超~10		460, 000 (506, 000)	n ×305, 000 (335, 500)	5,000超~8,0	000	420,000 [462,	000]	$1 \times 265,000$ [291,500]
3,000,00	,	100, 000 (000, 000)	11 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8,000超~10,	000	470,000 [517,	000]	$1 \times 310,000 \ [341,000]$

10,000超~20,000

700, 000 (770, 000)

 $n \times 360,000(396,000)$

20,000超~50,000	760, 000 (836, 000)	<u>n ×390, 000 (429, 000)</u>
50,000超	相談	相談

併願審查※1	30,000 (33,000)	30,000 (33,000)
--------	-----------------	-----------------

※1 併願審査料金の適用は併願対象業務と同じ計算内容で、同時申請の場合に限ります。

10,000超~20,000	715, 000 [786, 500]	n× <u>365,000 [401,500]</u>
20,000超~50,000	<u>775, 000 [852, 500]</u>	n× <u>395,000 [434,500]</u>
50,000超	相談	相談

n:適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる(工場モデルを除く)。

モデル建物法の数	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>
<u>n</u>	<u>1. 0</u>	<u>1. 2</u>	<u>1. 3</u>	<u>1.4</u>

- 注1 複合建築物の技術的審査の料金については別途見積もりとします。
- 注2 変更技術審査の料金は単独審査料金の1/2となります。
- 注3 再交付料金は1通につき5,000円(税込5,500円)申し受けます。

【特記事項】

- 1 「いずれも標準計算」とは、外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準とも、標準計算による方法をいい、「その他の方法」とは、外皮性能又は一次性能の評価方法について、標準計算又は誘導仕様基準のいずれかの方法によるものいう。
- 2 共同住宅等とは、共同住宅、長屋又は兼用住宅をいう。
- 3 表3に例示した評価方法以外による場合は、別途見積もりとする。
- 4 表 2 において、全ての住戸の外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の 組み合わせの場合は、表 2 で算定した徴収額に、下表右欄の数値を乗じた額を適用する。こ の場合において、徴収額に 100 円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とする。以下同 じ。

外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み	徴収額に乗ずる
<u>合わせ</u>	<u>数值</u>
【外皮性能】標準計算、【一次性能】誘導仕様基準	0.9
【外皮性能】誘導仕様基準、【一次性能】標準計算	0.8
【外皮性能】及び【一次性能】とも、誘導仕様基準	0.7

- 5 複合建築物の場合は、住宅部分は表 2 (前項を適用した場合は当該額) により算定した額と、表 3 で算定した額の合計とする。この場合において、表 3 中「申請部分の床面積」とあるのは「非住宅部分の申請部分の床面積」と読み替えて適用する。
- 6 建築物省エネ適合性判定、又は住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認申請(いずれも 断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に限る。)と、この低炭素建築物新築計画に係 る技術的審査若しくは BELS 評価(以下「併願対象業務」という。)を申請した場合は、それ らは同じ計算方法であり、かつ、そのまま使用できる場合に限り、本表にかかわらず申請の 区分により次のとおりとする。

建て方の区分	<u>手数料</u>
一戸建ての住宅	15,000円【税込み16,500円】
共同住宅等	本表の 1/2 の額
非住宅	30,000円【税込み33,000円】

<u>7</u> 併願対象業務のいずれかのみの申請をした場合は、それらは同じ計算方法であり、かつ、
<u>そのまま使用できる場合に限り、協議によりいずれかの申請を前項の規定により算定した額</u>
<u>の1/2とする。</u>
8 併願対象業務において、共用部分の評価をこの申請で初めて行う場合は、住宅部分のみ1/
2の額とし、共用部分は第3項の額を加算する。
9 変更申請手数料は変更の程度により、計画変更時における表1から表3までの判定料金1/
_2 とする。
10 適合証を再発行する場合は1通につき 5,000円【税込み 5,500円】とする。
11 本規定に定めのない事項又は、その他この規定を適用することが合理的でない事項につい
ては、別途協議し定めることができる。
附則
(施行期日)
1 この技術的審査料金(以下「新料金規定」という。)は、令和7年4月1日から施行す
<u> </u>
2 新料金規定が施行されるまでに、旧料金規定により作成した見積書は、令和7年3月31
日でもって、効力を失う。
H C U 2 C 1 7/9/1/ E 7 C 1 0